

「鹿児島県男女共同参画基本計画」の素案に係るパブリック・コメントにおいて寄せられた県民からの御意見の概要及びそれに対する県の考え方

【県の考え方の欄における用語の使い方】

- ・「基本法」…男女共同参画社会基本法
- ・「条例」…鹿児島県男女共同参画推進条例
- ・「計画」…鹿児島県男女共同参画基本計画
- ・<修正>…県民の皆様からの御意見を踏まえ、素案の見直しを行ったもの

【重点目標及び施策の方向の表し方】

- 例1 第2章 計画の基本的な考え方…「第2章」
- 例2 重点目標4 女性に対する暴力の根絶
施策の方向⑤ メディアにおける男女の人権への配慮…重点目標4-⑤

計画の名称について

番号	意見の概要	県の考え方
1	「県男女共同参画基本計画」では分かりにくいので「男女平等推進行動計画」とすること。	この計画は、基本法及び条例に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画であることから「鹿児島県男女共同参画基本計画」とするものです。

計画の全体について

番号	意見の概要	県の考え方
2	<p>今、男女共同参画が男女平等ととらえられているように思う。男として女としての特性は差別ではなく区別であるという前提のもとによりよく特性を認めあう社会を作っていくべきではないかと思う。</p> <p>-----</p> <p>素案には、私の「男女共同参画」に対する考え方と相違するところがある。 男性、女性の特性をしっかりと認めること。 行政が個人の考え方にまで影響を及ぼすことがあってはいけない。 「母と子の絆をしっかりとらえよう」ことも素案に組み入れること。</p> <p>-----</p> <p>男性と女性はお互いがとても大切な位置と立場なので、それを尊重しなければならない。主体は男性、対象は女性。 大事なことは、お互いを尊重し思いやり、助け合う心が必要である。仕事場などいろいろなところで立場や位置を理解することのできないところに問題がある。</p>	<p>基本法及び条例には、その基本理念として「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つが規定されており、この計画では、これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。</p>

計画の全体について（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
3	<p>これからの未来を考えた時、子どもをどう育てるかが重要であり、子どもに与える影響、環境を考えた時、家庭の役割が重要である。男女共同参画も家庭という単位から見つめて明確なビジョンをお願いする。</p>	<p>男女共同参画社会の実現のためには、家庭はもとより、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が県民一人一人の意識に深く浸透することが大切であると考えており、この計画においては、基本法及び条例に定める基本理念を踏まえ、家庭生活・地域社会への男女の参画や仕事と生活の両立支援などに取り組んでまいります。</p>
4	<p>計画の中に「健全な家庭」の育成という内容があったらよい。家庭は最も男女が共同参画して営まなければならないことの一つだと思う。</p>	
5	<p>本基本計画を受けて、県教育委員会の男女共同参画基本計画（行動計画のようなもの）を策定してほしい。</p> <p>-----</p> <p>大阪府教育委員会のように「統一的な指導マニュアル」を作り、県内全校の先生に配布し、男女平等教育を徹底するように取り組むこと。</p>	<p>男女平等教育については、「県人権教育・啓発基本計画」に基づき、男女の多様な生き方、主体的に進路を選択する力の育成などについて、人権教育の一環として取り組んでいるところです。</p> <p>各学校では、県教育委員会で作成している「人権教育指導資料」等を活用し、男女平等や男女の相互理解・協力の重要性について指導しており、また、県総合教育センターでは、男女平等に関する指導案等をホームページに公開し、各学校での利用促進を図っているところです。</p> <p>今後とも「人権教育指導資料」等の男女平等教育に関する内容の充実をさらに図り、人権尊重に基づいた男女平等教育の推進に努めてまいりたいと考えています。</p>
6	<p>県教育委員会独自の男女共同参画の取組が遅れているので、強化してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委の政策・方針決定過程である管理職に女性が一人もいない。 ・ セクシュアル・ハラスメント事件が絶えない。 ・ 子どもへの男女共同参画意識を涵養する教育が極めて大切である。 ・ 社会と連携した教育であるべき。 	<p>県教委事務局では、係長ポスト以上の職についても積極的に女性職員の登用を図っているところです。</p> <p>また、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、県全体や地区別に実施する管理職研修や一般職員研修等においても繰り返し指導を行っているところであり、年度当初には服務規律の厳正確保等に関する通知を出し、その中に項目を設け、周知・指導を図るとともに各学校においても研修等を確実に実施するよう指導しているところです。</p> <p>さらに、子どもへの男女共同参画意識を涵養する教育の大切さについては、これまでも人権教育の中で、児童生徒一人一人が大切にされる学校・学級づくり、尊重し合</p>

計画の全体について（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
6 (続き)		う人間関係づくりを基盤として取り組んできているところです。また、教科や道徳・特別活動等を通して、児童生徒の発達段階に即して、男女間に現れている人権課題の現状について学習するなど、知的理解を深めるとともに人権感覚をはぐくみながら指導しているところです。
7	「男女が均等に・・・」は、何でも男女が同等同質のことを言うのであれば問題だ。国防につく軍人を均等という美名の下に男女同数にすることに国民は納得するか。男女平等は結構だが、男女同質にすることは性差を否定し、活力ある社会の実現につながらない。また、利益を均等に享受とは、各個人の能力と努力によって差があるのが当然で、努力した者、しない者が均等に利益を享受するのは不公平である。県（行政）は、この法の趣旨を誤解のないよう県民に示すべきだ。あらゆる分野で男女の「機会」の均等は図るべきだが、「結果」の平等はありえないということを誤解のないよう県民に示すべきである。	男女共同参画は、男女が等しく機会の均等を得られる社会を目指すものであり、男女共同参画を推進するに当たっては、その趣旨が県民に浸透するよう努めてまいります。

第1章 計画の策定にあたって
「計画の性格」

番号	意見の概要	県の考え方
8	「計画の性格」の項が、市町村に対しては「要請」、民間企業に対しては「期待」となっているが、弱すぎる。企業における差別撤廃の取組が決定的に大事であることから、表現をしっかりとしたものに変えること。	<p><修正></p> <p>男女共同参画社会の形成に当たっては、民間企業等の理解と主体的な取組が重要であるため、御意見及び条例第5条の趣旨を踏まえ、「求めるものです。」という表現に修正しました。</p>

第2章 計画の基本的な考え方
「基本理念」

番号	意見の概要	県の考え方
9	<p>〔基本理念について，具体的施策を追記することや表現の修正についての御意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女の人権の尊重」 学校教育の中でジェンダー平等教育が重要であると記述すること 社会における制度又は慣行について配慮すること 職場においても性別役割を意識した間接差別が合ってはならないと明記すること ・ 「社会における制度又は慣行についての配慮」 マイノリティー女性の複合差別を禁止すること ・ 「政策等の立案及び共同参画について」 県職員が率先して実行にあたること ・ 「家庭生活における活動と他の活動の両立」 幼児期から性別を意識しない教育を行い，混合名簿などで性によってくくられないことを，学校教育で実践すること。 <hr/> <p>「社会における制度又は慣行…」の部分を読みづらく，表現の一部が断定的である。 「…社会における制度又は慣行の中で，性別による差別的取り扱いにより，男女共同参画を阻害する要因となるおそれのあるものを排除し，健全な男女共同参画社会が形成されるように配慮されなければならない。」</p> <hr/> <p>「家庭生活における活動…」について家庭生活を「活動」と表現するには違和感を感じる。単純に「…家庭生活を家族の一員…」で十分である。 「・・・当該活動以外の活動を行う・・・」の「当該活動以外」の表現を「家庭生活以外」あるいは「その他の活動」と表現しなすべき。</p>	<p>男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念については，基本法及び条例に規定されているところであり，この計画には条例に掲げる基本理念をそのまま記載しているところです。</p> <p>この計画では，これらの基本理念に基づいた取組を進めてまいります。</p>

第2章 計画の基本的な考え方
「基本理念」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
9 (続き)	<p>『家族を構成する「男女」・・・』はなぜ「夫婦」又は「夫婦子ども等」としないのか。その意図は、多様なライフスタイルの名の下で、基本家族(同姓夫婦の両親と子ども、又は祖父母の家族をいう)を否定し、未婚の母子家族や別姓の男女、同性の夫婦(男同志、女同志)を想定してのことと解する。故に素案は「男女」でなくて「夫婦」とすべきだ。</p> <p>-----</p> <p>「社会における制度又は慣行についての配慮」の「中立」という言葉については、極めて曖昧である。「男女の別なく」とか「性別にこだわらず」で十分ではないか。</p> <p>男女が対立関係にあり別に中立的立場があるように読み取れる。何が「中立」ということについては大変な議論になるだろう。</p> <p>-----</p> <p>「社会に対する制度又は慣行について」は「ポジティブアクション」のことであると思われるが、もって回った言い方であるので、もっと端的な表現にすること。</p>	<p>男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念については、基本法及び条例に規定されているところであり、この計画には条例に掲げる基本理念をそのまま記載しているところです。</p> <p>この計画では、これらの基本理念に基づいた取組を進めてまいります。</p>

第2章 計画の基本的な考え方
「重点目標及び施策の方向」

番号	意見の概要	県の考え方
10	<p>「…あらゆる場において男女共同参画に関する理解が…」とあるが、男女共同参画社会政策＝あらゆる分野への「男女共同参画」の推進と誤解されやすいので、「…あらゆる場において男女共同参画社会に関する理解が深まるよう…」の表現がよい。</p>	<p><修正></p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、第2章において「<u>男女共同参画社会に関する理解</u>」という表現に、重点目標1-②において「<u>男女共同参画社会の形成に関する理念や</u>」という表現に、重点目標2の現状と課題において「<u>男女共同参画社会の形成に関する理念を</u>」という表現に修正しました。</p>

第2章 計画の基本的な考え方

「基本目標」

番号	意見の概要	県の考え方
11	<p>目標の「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」の文章は漠然としていて分かりにくい。基本計画そのものが男女共同参画社会の実現を謳っているのであるから、基本目標では、男女共同参画が目指すより具体的でわかりやすい社会像を打ち出し、それを実現する地域環境を創造する、という文章にするのが妥当である。男女共同参画が目指す社会は、「性別による差別のない社会」であるから、「性別による差別のない社会を実現する地球環境の創造」とすべきである。</p> <p>また、「人権の尊重」だけでは権利の主張が先行することを否めない。権利を有する個と個のより良い関係の形成は、互いの違いを理解し、尊重することが絶対必要要件となる。男女共同参画社会は権利を有する男女が良い関係性を築き良い社会を作ろうとするものであるから、「男女の人権と男女の違いが互いに理解され尊重される社会の形成」という文言にすべきである。</p> <p>前文も「この計画では、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」と「男女の違いへの理解」が県民一人ひとりの意識に深く浸透し・・・」とするべきである。</p> <p>ポイントは、わかりやすい「差別のない社会の実現」という社会像を明記すること。人権の尊重とともに、前提となる男女の違いに対する理解の促進。この2つである。</p>	<p>基本法及び条例においては、その基本理念のひとつとして、「男女の人権の尊重」を掲げており、この計画では、その理念を踏まえ「男女の人権が尊重される社会の形成」を基本目標のひとつとしています。「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす最も基本的な理念であり、その内容は、男女が性別による差別的取扱いを受けないことのほか、個人としての尊厳が重んぜられること、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなどを含むものです。</p>
12	<p>「男女の人権が尊重され性別による差別的な取扱いをしない社会の形成」を加えるとより分かりやすい。</p> <p>「性別による差別的な取扱いをしない男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」と加えるとより理解できる。</p>	
13	<p>人権だけ強調しすぎるきらいがある。権利を認めても理解しあう努力がなければ幸せな良い家庭、社会はできない。男性と女性は基本的に違うのだから「違いを尊重す</p>	

第2章 計画の基本的な考え方
「基本目標」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	る」言葉を入れたらいい。 男性と女性は、役割・機能等の違いがあり、それ故助け合っていくことができる。しかし価値は平等である。	
14	人間社会に男性・女性が存在する理由は、男女が成人し出会い、家庭を築き、子孫を残すことと考えるので、基本目標は「男女の人権とそれぞれの性の特性を生かし、両性が相補完しあい、より良い家庭と社会を築くことを目指す」と考える。 社会構成の基本単位のウェイトを男女個人より、両性の特性の結びつきで築く家庭、家族に置くこと。	<11に同じ>

第3章 計画の内容

重点目標1「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」

■施策の方向

- ① 地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供
- ② 男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進
- ③ 公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

番号	意見の概要	県の考え方
15	意識調査の結果、学校教育の中では、「平等である」と答えた割合が、59.4%と高いが、学校教育の中が「真の平等」になっているか問い直さなければならない。「平等」と思われている学校教育の中に「隠れたカリキュラム」がないか、毎年具体的に点検する必要がある。例えば、教育課程、履修方法、出席簿の並び、学校行事の種目、児童・生徒の係活動等の中に、男女別又はどちらかの性に偏っている現実がないか。全教育活動を「ジェンダー」に敏感な視点で総点検する。	学校教育の中では、男女平等の視点に立って教育活動が行われています。 なお、教育課程及び各教科・科目の履修方法が男女で異なることはありません。 また、学校における名簿については、学級名簿や出席簿、入学者・卒業生名簿、健康診断用名簿、部活動名簿などさまざまな名簿が使用されており、名簿の作成に当たっては、教育指導の進め方や利用目的・事務の利便性等から、それぞれの学校の実態に応じて校長の判断で作成し使用するものです。
16	「社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯、地域の伝統や文化を背景に生まれてきた」に変更すべき。	社会制度や慣行には、伝統や文化を背景にしたものと、そうでないものがあると考えます。

重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
17	<p>「…結果的に男女に中立に機能しない場合があります…」については、制度・慣行が全て中立に機能する必要はない。誤解を招くので「…性別による差別と見られる場合があります…」といった表現に変更すべき。</p> <p>-----</p> <p>「制度・慣行の見直し」については、全ての制度、慣行が悪いわけではないので「差別と思われる制度・慣行」に限定すべきである。</p> <p>-----</p> <p>「現行の制度や慣習・慣行について男女共同参画の視点から見直しを検討・・・」の文章は、現行制度や慣習が全て悪いと受け止められるので、「尊重できるところは尊重しながら不合理で合わない部分は見直しを行う」という内容の表現を入れて、誤解がないよう配慮すべきではないか。</p> <p>-----</p> <p>見直す「制度や慣行」等については、「差別と見られる」の文言を追加する。 目標 「…立った差別とみられる制度・慣行…」 ① …おける差別と見られる制度や慣行の調査」 ② …出版物等の差別と見られる表現に… 現状・課題6行目 「…現行の制度や慣習・慣行の中で、差別と見られるものについて…」のように文言を追加すべきである。 ① 「結果的に男女に中立に機能しない場合」→「性別による差別と見られる場合」に変更</p>	<p><修正></p> <p>重点目標1については、基本法第4条及び条例第3条に基づいて取り組むものですが、社会における制度又は慣行の全てを見直すものではなく、男女共同参画社会の形成を阻害するものについて見直していくものです。このため、重点目標1-①において、誤解のない表現に修正しました。</p> <p>なお、基本法及び条例においては、男女の人権の尊重は、個人としての尊厳が重んぜられることや男女が性別による差別的取扱いを受けないことなどを定めており、差別的意図の有無にかかわらず、性別による差別的取扱いを受けないこととしているものです。</p>
18	<p>地域や社会における制度や慣行として固定している「男女別またはどちらかの性に偏っている現実」を具体的に点検する必要がある。</p>	<p>社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。このため、これらを把握し、男女共同参画社会の形成を阻害するものについて見直していくためにも、地域や社会における制度や慣行が男女共同参画社会の形成に与える影響について</p>

重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
18 (続き)		の調査や、男女共同参画に関する情報の収集について重点目標 1－①で取り組むこととしています。
19	<p>ジェンダーフリーの視点も多くは誤解され性差を差別としている。性差は区別であり、それぞれに役割がある。</p> <p>「女性は一步下がって」という、おくゆかしさこそ、賢い女性の手本である。</p> <p>少子化の最大の要因、若者の職が少ないのも、男女共同参画が曲解されている。</p>	<p>この計画では、基本法や条例第3条の基本理念に基づいた取組を進めることにより、すべての人々が、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、具体的な取組を進めてまいります。</p>
20	<p>「社会的性別」の注釈について、「国の第二次基本計画」の記述は非常に妥当であり、この注釈をもっと県民に周知広報すべきと思う。</p>	<p>「社会的性別」（ジェンダー）の視点については、ジェンダーに関する様々な議論を踏まえて国が男女共同参画基本計画（第2次）の中で説明しています。計画では、その記述をそのまま記載し、これを基本に今後、県民の皆様へのわかりやすい広報・啓発に努めてまいります。</p>
21	<p>「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、」は、「…その推進・運用にあたっては」と改めるべき。わざわざ「社会的性別（ジェンダー）等の文言についてコメントする必要はない。</p>	
22	<p>ジェンダーは国際慣用語になっていて、国際会議等では普通に使われている。「社会的・慣習的に作られた性差の意味であり、腫れ物に触るような感覚ではなく普通に使ってほしい。</p>	
23	<p>メディア・リテラシーの重要性を盛り込む</p>	<p>高度情報通信化が進展する中では、様々な情報を各人が、主体的に読み解き、自ら発信する能力の向上が大切であり、重点目標 2－①，②において推進するものです。</p>
24	<p>「男らしさ、女らしさ」が見直しのやり玉に挙げられるが、「～らしさ」は、我が国の長い歴史文化・伝統で築かれてきた性の特性のエッセンスである。</p> <p>職業の両性への均等化へ向けた配分等、数値目標化されがちだが、それ以上に職に対する適性・能力が先行する。職種によっては女性に向けたもの、男性に向けたものもある。（男→自衛官、女→看護師）</p>	<p>性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。</p> <p>男女共同参画社会が目指すところは、個人の人権の尊重を基盤としており、男性も女性もあらゆる分野における活動に参画する機会が公平に開かれ、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会であり、結</p>

重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
		果の平等を求めているものではありません。
25	具体的な取組に「先進的な取組をした企業・地域・官公庁・個人」の顕彰を入れること。	先進的な取組を実施している企業等について、男女共同参画の広報誌において広くその取組を紹介しているところであり、今後は企業に限らず、先進的な取組をしている地域や官公庁についても、広く県民に対して紹介していくこととします。
26	「公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう」の「固定観念にとらわれない」の表現は場違いで唐突な感じがするので「…性別に基づく差別にならないよう配慮します。」に変更すべき。	県などの公的機関が行う公的広報等の表現においても、基本法や条例の基本理念を踏まえて、性別に基づく固定的な観念にとらわれた表現とならないよう、関係者への男女共同参画の理念の理解の浸透を図っていくものです。

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」

■施策の方向

- ① 学校における男女平等教育の推進
- ② 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
- ③ 多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実
- ④ 地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり
- ⑤ 行政・教育機関における人材の育成

番号	意見の概要	県の考え方
27	計画書の「男女平等教育」や「男女共同参画」の前に、「男女差別を是正する」という文言を追加すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校における男女差別を是正する男女平等教育…」と文言を追加すべきである。 ・ 「家庭生活・地域社会における男女差別を是正する男女平等教育…」と文言を追加すべき ・ 「地域や職場における男女差別を是正する男女共同参画…」のように文言を追加すべきである。 	男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず各人の個性と能力を発揮できる社会です。 <p>また、基本法及び条例においては、男女の人権の尊重は、個人としての尊厳が重んぜられることや男女が性別による差別的取扱いを受けないことなどを定めており、差別的意図の有無にかかわらず、性別による差別的取扱いを受けないこととしているものです。</p>
28	「県民意識調査では、「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的性別役割分担に対して、賛成の人が半数以上を占めていますが、多様なライフスタイルが選択でき、生涯を通	<修正> <p>男女共同参画社会とは、基本法第2条第1号で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分</p>

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	<p>じて充実した生活を送ることができる」について、専業主婦は充実した生活ではないのでしょうか。主婦業はスタイルの一つ。専業主婦をよしとする方々は、固定的役割分担意識に囚われているとの印象を与えかねない。上記の表現は半数以上の賛成の方々に対する配慮に欠けた表現である。</p> <p>調査の設問を素直に用いて、「…県民意識の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成の方が半数以上を占めています。専業主婦をはじめ、男女がその特性と個性と能力を十分に発揮できる生き方が選択でき…」に変更すべき。</p>	<p>野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の形成を目指すものであり、専業主婦を排除するものではありません。</p> <p>なお、計画においては、誤解を招かないよう、県民意識調査の設問の表現のとおり、「<u>夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである</u>といった考え方」という表現に修正しました。</p>
29	<p>男女共同参画の推進にあたっては意見の分かれる問題もあり公平に扱わなければならない。重点項目1の②にも「…恣意的運用・解釈が行われないう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。」とあるので、それをより具体化するために、学習・講演、講座、研修等の開催においては、研修の内容、講師の氏名・住所・役職・履歴などを議会に提出して、その承認を得るなどの方法が必要と思う。</p>	<p>男女共同参画社会に関する意識の普及啓発のために講演会やセミナー等を開催していますが、実施にあたっては、今後とも基本法や条例の理念に基づいた意識の普及啓発について、県民の皆様のお意見を聞きながら取り組んでまいります。</p>
30	<p>学校における男女混合名簿を進める。</p>	<p>学校における名簿については、学級名簿や出席簿、入学者・卒業生名簿、健康診断用名簿、部活動名簿などさまざまな名簿が使用されており、名簿の作成に当たっては、教育指導の進め方や利用目的・事務の利便性等から、それぞれの学校の実態に応じて校長の判断で作成し使用するものです。</p>
31	<p>「…男女相互の理解・協力…」とあるが、男女共同参画社会に向けては「男女」が互いの違いを理解することではなく、「人與人」が互いの違いを認め合う人権意識の醸成が重要である。</p>	<p>男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会です。そのような社会の実現を目指して、学校教育においては、思いやりと自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育に取り組んでまいります。</p>
32	<p>施策の方向①の具体的施策の表現は、「・基盤とし、男女の特性や、各人の持つ・」とし、必ず「男女の特性」という表現を明記すること。男女平等教育は、「男女の特性」を大前提にそれを尊重してなされな</p>	<p>男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会です。そのような社会の実現を目指して、学校教育においては、思いやりと自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育に取り組んでまいります。</p>

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
32 (続き)	ければならない。	<31に同じ>
33	<p>「男女共同参画を推進する教育・・・」という表現は膨大で、漠然としているため、「男女差別を是正する教育・学習の充実」とすべき。</p> <p>施策の方向に「互いの違いへの理解を促す教育の推進」を追加すべき。</p>	
34	<p>小学校高学年の児童や生徒の授業準備等のため、男女別々の更衣室を整備すること。</p>	<p>更衣室の整備については、設置者である市町村が行うものです。</p> <p>なお、小学校の男女別更衣室については、平成19年5月1日現在で、約6割の学校に整備されていますが、男女別更衣室が整備されていない場合でも、小学校高学年の更衣は、空き教室や特別教室を活用するなどして、男女別々の更衣が行われているところです。</p>
35	<p>固定的役割分担意識の「固定的」とは、誰かにそのように強いられているということが前提になっており、それ以外に選択肢がない状態をいう。調査の結果は自由意思であるから役割分担が本当に固定的なのかは疑問である。</p> <p>女性にとっても役割分担は時と場合によって必要ではないか。役割分担が悪いのではなく、過度に偏っていることが問題である。今回の基本計画から「固定的」という表現は用いず、過度に偏っている事柄についてのみ、「過度な役割分担」という表現を用いるのが適切である。</p> <p>施策の方向②の「固定的な性別役割分担意識」は「過度な性別役割分担意識」に改め、「…人権尊重に基づいた男女平等意識を…」は「…人権尊重と男女の違いを尊重した男女平等意識を…」に変更する。「…男女相互の理解・協力…」とあるが、男女共同参画社会に向けては「男女」が互いの違いを理解することではなく、「人と人」が互いの違いを認め合う人権意識の醸成が重要である。</p>	<p>男女共同参画社会は、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、基本法や条例の基本理念に基づいてその形成を図るものです。</p> <p>計画では、個人の意思や能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めてしまうことを、「性別による固定的な役割分担意識」と表現していますが、このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根深く残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための取組を支援します。</p>
36	現状・課題の「県民意識調査では・・・」	

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
36 (続き)	の表現においては、あくまでも思想信条の自由を尊重することが前提であり、「役割分担の意識」が悪いのではなく「押しつけ」がいけないということを明記すべきではないか。	<35に同じ>
37	「・・・男女の固定的な性別役割分担意識を見直し・・・」とあるが、個人の意識にまで行政が安易に踏み込むことは問題ではないか。国もそこまではしていないのではないか。	
38	<p>人の生き方や家庭のあり方に「多様な」を無造作に用いるのはいかがかと思う。権利だから何でもOKと拡大解釈される危険性がある。「多様」を削除するか「個性と能力を発揮できる生き方の選択…」とするのが望ましい。</p> <p>計画全般で同じような用い方は訂正を薦める。</p>	<p>男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。</p> <p>基本法及び条例の基本理念に基づき、人々の多様な生き方の選択を可能とする社会の実現を目指すものです。</p>
39	<p>「多様な生き方の選択」について、男女の結びつきは、共助の努力で築く「良き家庭」(家族)(妊娠・出産・育児・成人に向けての教育)に最優先の価値を置く。例えば未婚の母、離婚による父子・母子家庭、そして望まぬ妊娠・中絶・墮胎については社会倫理に反するものとして同一レベルで取り扱わないこと。(支援の多様化、差別化を図る)。</p>	<p>男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず各人の個性と能力を発揮できる社会であり、基本法及び条例の基本理念である「男女の人権の尊重」は、個人としての尊厳が重んぜられることです。</p> <p>また、母子寡婦福祉対策等は、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進により、児童の福祉の増進を図ることを目的としており、それらを踏まえて各種施策に取り組んでまいります。</p>
40	<p>意識調査の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、本県の反対は39.2%となっているが、全国調査で反対は、52%となっており、全国と比べれば、鹿児島はまだ性に基づく固定的な役割感が強いことが分かる。そのような状況を踏まえて本県でも個性を束縛しない具体的な政策をとってほしい。その際、「夫も妻も。家庭も外も」という、ライフワークバランスがとれるようにしなければならない。</p>	<p>男女共同参画社会とは、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会であり、その実現のために、重点目標1及び2において取り組んでまいります。</p>

重点目標 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
41	<p>県職員，教職員への研修・教育を徹底すること。</p> <p>-----</p> <p>職員研修の内容を検討し，県に「出前講座」のような部署を置き，責任ある立場の人を各職場・学校に派遣して職員研修を内実あるものに行わなければならない。</p>	<p>県職員に対する研修では，新規採用職員を対象に「男女共同参画社会」をテーマにして研修を実施しているほか，職場研修等のあらゆる機会を通じて，全ての職員に対し，男女共同参画に関する正確な理解の浸透及び意識の啓発に努めているところであり，今後とも重点目標 2-⑤において取り組むこととしています。</p> <p>教職員については，管理職・教職員の研修会や研修講座をはじめ，校内での職員研修等を通じて，研修の充実に努めてきているところであり，今後とも重点目標 2-⑤において取り組むこととしています。</p>

重点目標 3 「生涯を通じた女性の健康支援」

- 施策の方向① 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - ② 妊娠・出産等に関する健康支援等
 - ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

番号	意見の概要	県の考え方
42	<p>「性と生殖の権利」については，議論が分かれているところであり，「1994年にカイロで・・・求められたところである」を記載することは不適切であるので削除すべきである。</p> <p>むしろ，国の男女共同参画基本計画（第2次）にある「妊娠中絶に関しては・・・」の一文を加えるべきである。</p> <p>* 性と生殖の・・・の後ろに「なお，妊娠中絶に関しては，「妊娠中絶に関わる施策の決定又は地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり，我が国では，人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから，それらに反し中絶の自由を認めるものではない。」の一文を追加すべき。そうでないと県民に誤ったメッセージを送ることになる。</p>	<p>性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）については，様々な論議を踏まえて国が男女共同参画基本計画（第2次）の中で表記しており，それを踏まえて理解を図ることが重要であることから，計画においても国の基本計画の表記を基に記載しました。</p>

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
42 (続き)	リプロの意味など市の職員さえ知らない。わからないまま、計画を認めるのと同じ。	
43	リプロダクティブ・ヘルス/ライツをもちこむ	<42に同じ>
44	<p>「生涯を通じた女性の健康支援」の中で「お互いの身体的特質」とあるが、後半には「心身」と書かれており、身体的だけではなく、心理的特質も入れるべきではないか。</p> <p>身体的と限定しているのは、身体と心を分離した偏狭な考えに繋がりがねない。</p>	<p>妊娠や出産の可能性を持つ女性は、特有の身体的特徴があるため、そのことなどを身体的特質と表現したものです。その身体的特徴やライフサイクルに伴う心身の変化により、男性とは異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意していく必要があると考えます。</p>
45	<p>女性の健康支援への取組が行われる中で、「家族の健康を守るのは女性であるから、女性が健康である必要があって、そのために女性の健康支援をする」ということのないよう、健康支援に携わる専門職の方々にジェンダー概念やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念についての浸透を図ることも必要ではと感じる。</p>	<p>性差を考慮した医療環境づくりの推進のために開催する研修会等を通じて、保健医療関係者や一般県民に社会的性別(ジェンダー)や性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念についての知識の普及も図ることにしており、重点目標3-①において取り組むこととしています。</p>
46	<p>女性にやさしい医療機関の指定については周知度が低いので公開方法を検討した方がよい。女性にやさしい＝女医が診ることではない。ということを確認しないとニーズに合っていないと判断されかねない。</p> <p>また、健康セミナーでアンケートをとったところ、医師の性別より、人格、品格、技量の方を優先するという回答が多かった。患者さんは、十分に話を聞いてくれる医師を希望している。指定を受ける側から言えば、指定を受けるメリットは何かということも大切なポイントである。</p> <p>性差医療の推進については、医学部のカリキュラムに関わることである。</p> <p>女性医療については、産婦人科が中心になって推進していくべきだと考える。</p> <p>各地の産婦人科さんが、看護師、薬剤師などのカウンセリングの教育を受けたコメディカルの協力を得て、女性医療を推進していけたらいいと思う。振り分け外的な</p>	<p>女性にやさしい医療機関の制度については、県の広報番組や広報紙、HP、リーフレット、各種セミナー等を活用して、県民に広報しているところですが、さらに広報に努めてまいります。</p> <p>なお、同医療機関の指定については、女性医師が診ることを必須要件にせず、性差を考慮した医療体制を整備している医療機関を指定することとし、県医師会及び県歯科医師会の御協力を得て、県内医療機関への制度の周知を図っています。</p> <p>また、保健医療関係者を対象に性差医療に対する知識の普及を図るために研修会を開催していますが、今年度は、女性の健康支援を行っているNPO法人の理事で薬剤師の方を講師に招き、コメディカルの役割や重要性について講演をしていただくことにしています。</p> <p>さらに、今年度中には、「女性の健康サポート薬局」の指定を行うこととしています。</p>

重点目標3「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
46 (続き)	<p>仕事は、保険薬局でのカウンセリングでも可能である。</p> <p>コメディカルの果たす役割は、正確な情報の提供。訴え、治療内容、環境要因などについての患者との十分なコミュニケーション。食事、運動、環境要因、人間関係などについての必要に応じた助言である。これらは、薬物療法とともに、重要な対応の一つであると認識している。</p>	<p>県薬剤師会では、指定を希望する薬局を対象に、性差医療やカウンセリングに関する研修会を開催されることになっており、指定薬局には、女性の健康に関する相談機能等を發揮していただくこととなります。</p> <p>今後とも、医療関係者や患者代表の方々からなる「女性のための健康サポート推進協議会」等に御意見をいただき、医療機関や関係団体と連携を図りながら、重点目標3-①において、女性の生涯を通じた健康づくりを支援する環境整備を推進していくことにしています。</p>
47	<p>女性専用診療科の増設を計画に盛り込むこと。</p>	<p>県では性差を考慮した医療環境づくりを推進するため、保健医療関係者を対象に性差医療の知識を普及する研修会等を開催しています。</p> <p>また、計画において、「女性にやさしい医療機関」の指定数について、平成22年度の目標値を設定しました。</p>
48	<p>児童生徒への性教育を強化するとともに、リプロダクティブヘルスライツの概念をしっかりと教えること。その際、保健婦・養護教員をも積極的に活用すること。</p>	<p>性教育については、重点目標3-②に位置付けており、学校における性教育は、児童生徒の発達段階を踏まえ、自尊感情や男女がお互いに尊重し合う心を育て、適切な意志決定や行動選択についての指導なども行っています。適切な性教育を実施するために、今後も学校全体で共通理解を図り、指導の充実に努めてまいります。</p>
49	<p>施策の方向②の「また、学習指導要領の内容に基づいた…性教育に取り組みます」については、内閣府基本計画第2次の中から「学校における性教育については、心のつながりや命の尊厳も重視し、学習指導要領にのっとり、児童の発達段階を踏まえるとともに、地域や保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図って行い、行き過ぎた内容にならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図ります。」に差し替えることが望ましい。</p>	<p><修正></p> <p>国の男女共同参画基本計画(第2次)の文言を踏まえて修正しました。</p>
50	<p>左翼フェミニストは、「性と生殖の権利」をたてに「妊娠する、しない、生む、生まない」は女性の権利と主張して憚らな</p>	<p>学校における性教育は、生命と人間を尊重する精神に基づいて、男女間の正しいあり方を理解させ、健全な心身の発達と情操</p>

重点目標 3 「生涯を通じた女性の健康支援」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
50 (続き)	<p>い。全国の小学校の中で性交教育を凶解して教えるのも、十代の女性の売春も、性感染症が増えるのも、リプロの曲解にある。</p> <p>このフェミニストの考えを行政は否定するのか黙認するのか。とんでもない非常識と思うならあらゆる手段を使って学校の実態を調査、指導すべきである。ただ、学校、地教委は実態を把握できるか疑問であるので、住民、父兄によびかけ各校の実情をあげてもらうのもよい。</p>	<p>の育成を図ることを目的に、年間指導計画に基づき、発達段階に応じて、全教育活動の中で行っています。</p> <p>また、具体的な指導においては、学習指導要領に基づく適正な内容となるよう、各学校には周知徹底を図っています。</p>
51	<p>「母乳育児」の推進を入れるべき。「母乳育児」が母子関係・育児によいと科学的に立証されている。</p> <hr/> <p>妊娠、出産等に関する健康支援の中で、母乳育児の推進が重要ではないか。赤ちゃんが母親のお乳を飲むことでスキンシップが一番できると感じている。</p>	<p>「母乳育児」については、重点目標 3-②の母子保健対策の推進の中に位置付けて取り組むこととしています。</p> <p>母乳育児は、栄養、免疫並びに心理面においてメリットがあることから、母乳で育てたいと思っている人が実践できる環境づくり等の支援を行います。</p> <p>また、母及び児の健康状態や社会環境等により母乳が与えられない場合にも、母親の心身の状態に十分配慮した育児支援を行います。</p>
52	<p>周産期医療の高度化を県立各病院で図ること。</p>	<p>本県における周産期医療体制は、周産期の母子に緊急かつ高度な医療を提供する「総合周産期母子医療センター」である鹿児島市立病院を中核として各医療機関間におけるネットワークが構築され、互いに連携しながら、適切で効率的な医療が提供されています。</p> <p>県立病院においては、3病院が、本県周産期医療体制の中で、二次医療機関として「地域周産期支援医療機関」に位置付けられており、特に、鹿屋医療センターと大島病院では、周産期や周産期前後に、地域において、母体や胎児等に救急事例が発生した場合は、24時間体制で患者を受け入れるなど高度で専門的な周産期医療を提供しています。</p>

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」

- 施策の方向① 女性に対する暴力の予防と支援体制の充実
 - ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ④ 性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進

番号	意見の概要	県の考え方
53	女性に対する暴力の根絶の現状と課題については、意識調査結果から見ても、男性の被害者もいることから、現状と課題の部分は、男女ともに対する暴力の根絶を意図する内容が適切と思われる。	<p><修正></p> <p>御意見を踏まえ、現状と課題の部分に「暴力は当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが」と表記するとともに、配偶者等からの暴力については、警察の暴力事案としての被害者件数のほとんどが女性であることを踏まえ、特に女性に対する暴力に対する対応が必要であることを追記しました。</p>
54	女性に対する暴力の根絶について、県関係機関と市町村の連絡体制を整備するとともに、市町村窓口の相談体制を充実すること。	被害者の自立支援のためには、関係機関の相互の連携が必要であり、特に住民に身近な市町村における取組が充実するよう4-②で支援を図ってまいります。
55	女性相談センターの体制を強化するとともに、相談しやすいセンターに作り変えること。(受付のあり方、警備等)	女性相談センターでは、婦人相談員を平成19年4月から1名増の4人体制とすることにより、新たに土曜日の電話相談を開始するなど、相談体制を強化したところです。受付の対応については、プライバシーの保護等相談者の人権に配慮した対応を基本とし、特に配偶者等からの暴力被害者に対しては、相談センター職員の不適切な対応による二次被害の防止に留意しているところです。
56	女性への暴力に対する啓発・教宣を強化すること。	女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を社会に徹底するために、重点目標4-①において取り組んでまいります。
57	女性に対する暴力の根絶について、支援者・警察官の教育	被害者に対する適時・適切な対応ができるよう、重点目標4において、配偶者暴力相談支援センター等の担当者に対して研修を実施します。 また、警察においては、適切な被害者支援活動を行うため、年1回県下各所属の被害者支援担当者等を対象とした研修会を開催しています。

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
		<p>さらに、よりきめ細やかな被害者支援を図るため、(社)かごしま犯罪被害者支援センターボランティア研修会に被害者支援担当の警察官を講師として派遣し、被害者支援の在り方等についての講義等を実施しているところですが、今後とも重点目標4-②において、支援者・警察官の教育に取り組んでまいります。</p>
58	<p>DVに関して、市町村担当者への研修を強化すること。また、暴力配偶者の徹底取締り及びカウンセリング的教育を行うこと。</p>	<p>市町村担当者等への研修により、庁内連絡体制の確立や、配偶者等からの暴力に関する専門的な知識・技術の修得などその資質の向上を図ってまいります。</p> <p>また、平成13年3月、警察本部に「ストーカー対策室」を設置し、平成17年4月には同分室を県内の主要警察署に設置しました。</p> <p>さらに、平成19年2月には、警察本部のストーカー対策室長に専任の警視を配置するなど体制の強化を図っています。</p> <p>配偶者等からの暴力事案等に対して「迅速・的確な取締り」(徹底取締りを含む)等を行うため、ストーカー対策室長が県下警察署の警察官等に対し、巡回教養を実施していますが、今後とも重点目標4-②において「迅速・的確な取締り」に取り組んでまいります。</p>
59	<p>DVに関してシェルターの設置 DVに関して自立の援助</p>	<p>シェルターについては、女性相談センターの他、県内数か所に一時保護の委託先施設を確保しているところです。</p> <p>次に、配偶者等からの暴力被害者の自立援助については、心理カウンセリングの実施をはじめ必要に応じた医学的・心理的なケア、婦人保護施設や母子生活支援施設等の自立を支援するための施設への入所、生活保護等各種援護制度の説明等、心理面・経済面の支援を行っています。</p> <p>その他、自立のための各施策については研修等を通じ、支援者等へ周知を図っているところです。</p>
60	<p>DVに関して、一時避難所等の整備と、同種の施設運営に取り組むNPOの育成・支援を行うこと。</p>	<p>配偶者等からの暴力被害者の一時保護については、女性相談センターが直接行うほか、県内数か所に一時保護の委託先施設を確保して対応しています。</p>

重点目標4「女性に対する暴力の根絶」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
60 (続き)		<p>なお、委託先施設については、そのニーズや地域性を考慮しながら、確保に努めることとしています。</p> <p>また、配偶者等からの暴力被害者への支援に係る民間団体等と連携を図り、支援体制の充実を図ってまいります。</p>
61	<p>セクハラは、女性のみならず男性にもあることから、「対象者となった個人としての名誉や」の記載が適切と思われる。</p>	<p><修正></p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、「対象となった人の個人としての名誉」という表現に修正しました。</p>
62	<p>学校現場におけるセクハラ対策について。</p> <p>セクハラは権力関係の中で起こるという意識をしっかりと持って欲しい。管理者が加害者の場合も多いので、迅速な解決に向けて、即実行できるシステムを早急に整備すること。</p> <p>今現在、セクハラ、パワハラで職場に行けない人も多い現実をどれだけ把握しているのか。県の相談窓口がどれだけ活用され、どれだけ解決したのか。調査する必要がある。</p>	<p>全ての学校及び各市町村教育委員会に相談窓口が設置され、対応しているところです。</p> <p>今後とも、年度当初の通知や管理職研修会を通じて、より一層、相談窓口が機能するようあらゆる機会をとらえて指導していきます。</p>
63	<p>メディアにおける男女の人権の配慮はオカシイ。なぜ洗剤のCMに女でなく男を出演させるのか。又、TVドラマも上司はほとんど女で男は部下という設定のドラマが見られる。CMにしろドラマにしろ性差を認めた上で役割をきめるべきである。男女平等ではなく、女権偏重のメディアである。</p>	<p>メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きいため、基本法及び条例の基本理念に基づいて人権に配慮した表現となるよう自主的取組を促進するものです。</p>

重点目標5「高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進」

- 施策の方向① 高齢者等の自立と社会参画の促進
- ② 高齢者等の介護等支援体制の充実

番号	意見の概要	県の考え方
64	<p>高齢者や障害者の介護支援者（ヘルパーなど）の処遇改善を行う。</p>	<p>介護体制の充実のためには、介護に従事される方の待遇や労働環境の改善は重要な</p>

重点目標5「高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
64 (続き)		<p>課題であると考え、国に対し、介護職員等の正当な評価の仕組みや介護報酬等の適正な水準の確保等の施策の充実・強化について要望するとともに、関係団体とも意見交換等を行っています。</p> <p>今後とも、介護従事者等が誇りと将来への希望を持って働くことができるよう、取り組んでまいります。</p>
65	<p>介護の基本は子が親(高齢)を看ることである。介護支援もこのことに手厚くしていくこと。どうしてもできない事情があるときは介護師に頼る。</p> <p>始めから親を他人介護に任せる風潮(制度)を作ることは、家庭破壊につながりかねない。福祉予算も立ちゆかなくなる。</p>	<p>介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化、介護者の高齢化の進行などの状況とともに、核家族化の進行等による家族の介護機能の変化とあいまって、家族による介護では十分な対応が困難となってきた中で、国民皆で介護を支える新たな仕組みとして創設されたものです。</p> <p>介護サービスを受ける方々への具体的なサービス計画では、単に現在不足しているサービスを提供するというだけでなく、家族の状況などを踏まえ、その方の有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう必要なサービスの提供を行うこととされています。</p> <p>今後とも、介護サービスの提供が、適切なサービス計画により行われるよう取り組んでまいります。</p>

重点目標6「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」

■施策の方向① 農林水産業における男女共同参画の促進

② 商工業の自営業等における男女共同参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
66	<p>農業・漁業・商工自営業に従事する女性達と話をすると、「男女共同参画の話を聞くと、十分がんばっているのに、まだがんばれと言われていた感じがする」とおっしゃる方もいる。これまで「参画」のための支援</p>	<p>御意見の分野については、重点目標6で取り組むこととしています。</p> <p>農業については、家族農業経営において世帯員の対等な立場での経営参画等を促進することをねらいとしている家族経営協定</p>

重点目標6「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
66 (続き)	<p>は行われてきたが、一方で参画できないという状況を解決することも必要ではないかと感じる。この分野に関わる女性だけではなく、男性に対しても男女共同参画社会についての啓発等も行われるとよいのではと感じる。</p> <p>また、農業等に従事している女性に対する、家事・育児介護等の負担や健康面についての配慮も必要ではないか。</p>	<p>に、社会や地域活動へ参加しやすくなるような項目を入れるなど、女性が地域社会へ参画できる条件整備に努めています。</p> <p>また、女性が主に家事・育児を担い負担が大きいことから、同協定の中に家事や育児・介護等の役割分担等が盛り込まれるよう配慮しているとともに、健康支援に関しても必要に応じて助言等を行っています。</p> <p>さらに、女性のみではなく男性も対象にした「農山漁村パートナーシップ推進研修会」を開催し、男女共同参画社会実現に向けた啓発活動を行っています。</p> <p>水産業については、漁村女性の加工品開発や販売促進活動等の分野への参画が進んでおり、県としてはこれらの加工品開発等に対して支援を行っているところであり、このような取組を通じて、引き続き、女性の参画を促進するとともに男性の理解が深まるよう努めてまいります。</p> <p>商工業については、男女を問わず中小企業に勤める労働者の労働環境の整備を図るため、広報誌や労働条件実態調査を通じて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関係法令や各種支援制度等の普及・啓発に努めるとともに、商工会等が実施する巡回指導や講習会等を通じて、男女共同参画等について普及・啓発を行い、小規模事業者等における男女共同参画等を促進することとしています。</p> <p>なお、女性の健康支援については、女性は生理学的特徴やライフサイクルを通じて男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することから、重点目標3で生涯を通じた女性の健康支援に取り組むこととしています。</p>
67	<p>農村女性の健康管理について、特段の対応を取ることに。</p>	<p>農薬散布時の安全対策や中腰など作業姿勢の改善、作業場の環境改善などに努めているところであり、今後も引き続きこれらの取組みを推進し農村女性が健康で働ける環境づくりに努めてまいります。</p>
68	<p>「女性農業経営士」の呼称をやめること。(ただ農業士でよい。)</p>	<p>「女性農業経営士」は、女性農業者に限定した認定制度であり、女性を対象に農業</p>

重点目標6「農林水産業，商工業の自営業等における男女共同参画の促進」（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
68 (続き)		<p>経営等への参画に関する助言や農村女性の地位向上に関する活動を行うなど地域の女性のリーダーとして活躍しています。</p> <p>また，農村地域における女性の地位の更なる向上を目指し取り組んでいるところであることから，現段階ではこの名称をそのまま使用したいと考えています。</p>
69	<p>女性の起業（民宿，農村レストラン，農産物販売所等）のための支援体制を強化すること。</p>	<p>女性起業の支援として，表示，衛生管理，加工技術，経営管理等の各種研修・検討会等を実施しているところです。農村の女性起業は，女性の収入の獲得につながるばかりでなく，農業・農村の活性化に重要な役割を果たすことから，今後とも普及活動を通じて支援してまいります。</p>
70	<p>農村女性の地位向上を，数値目標を設定して取り組んでいくこと。</p>	<p>農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標として，平成22年度を目標に女性の認定農業者数や家族経営協定の締結数などの数値目標を設定しています。</p>
71	<p>家族経営協定の増加を図ること。そのための顕彰や優遇策を打ち出すこと</p>	<p>家族経営協定を締結し，経営主とともに経営に参画している配偶者等に対しては，認定農業者制度，農業者年金，農地のあっせん，制度資金融資等において，各般の措置が講じられているところであり，引き続きその周知に努めてまいります。</p>
72	<p>家族経営協定の普及・啓発は，家族・夫婦を対立関係におき，家族の絆を断ち切る危険があるので削除すべきである。</p> <p>農業経営そのものを指導し，支援を強化すべきで農業経営の本質から外れている。</p> <p>-----</p> <p>家族経営協定は，夫婦，親子，兄弟といった特別な絆で結ばれた家族の関係である家庭の中に労使関係（賃金で結ばれた人間関係）を持ち込むことになる。家族経営協定をやりたい人は導入したらよいが，県がその普及を推進することには反対である。</p>	<p>本県の農業は家族経営が主体であり，家族経営協定の締結は，家族を構成する個々の能力とやりがいを発揮できる環境づくりとして，農業経営の改善に資することから，認定農業者制度と併せて推進しており，男女共同参画社会形成の観点からも重要であると考えています。</p>

重点目標6「農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
72 (続き)	家族経営協定で、家族の中にまで安易に整約の概念を持ち込むのはどうだろうか。	本県の農業は家族経営が主体であり、家族経営協定の締結は、家族を構成する個人の能力とやりがいを発揮できる環境づくりとして、農業経営の改善に資することから、認定農業者制度と併せて推進しており、男女共同参画社会形成の観点からも重要であると考えています。

重点目標7「男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進」

- 施策の方向① 男女共同参画の視点に立った地域づくり
- ② 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進
 - ③ 国際交流における男女共同参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
73	地域づくりなどにおいて、「男女共同参画の視点」には、男女がともに参画するというだけでなく、人々の多様なあり方(性別、生き方、職業、国籍、出身地)を受容するという男女共同参画社会の根本が含まれていることに留意した施策の展開を望む。 ----- 「まちづくり」にジェンダーの視点を入れる。	地域づくりやまちづくり等において、男性も女性もともに地域で生活する者として、各人の多様なあり方に基づき地域の課題の解決を図ることは、地域の活性化や暮らしの改善を図るために大変重要であり、この計画ではそのような男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進を図ることとしています。
74	公民館、自治会など地域活動における男女共同参画の実態調査を行い、差別の是正と活動への女性の積極的参加を促進すること。 地域の方針決定の場に女性の参画が促進されるよう、自治会や地域コミュニティを対象にした共生・協働の研修会等の取組で、慣行にとらわれない運営など男女共同参画の視点からの意識啓発に取り組んで欲しい。	<修正> 社会における制度・慣行や自治会組織等の女性の参画状況調査については、重点目標1-①及び重点目標9-③において取り組んでまいります。 また、共生・協働の地域社会の理念・考え方等については、出前講座や情報紙の発行、県民を対象とした講演会等様々な機会を活用して県民への普及、意識啓発の取組を行っています。地域の様々な主体がともに支え合い、協力し合うという共生・協働の考え方から、コミュニティ等地域の方針決定の場に女性の参画を促進するという点も重要な観点であることから、重点目標7-①の具体的施策の「NPO等協働の担い手の

重点目標 7 「男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進」

番号	意見の概要	県の考え方
74 (続き)		活動の支援」を「男女共同参画の視点に立った共生・協働の地域社会づくりの推進」に修正しました。
75	国際交流には、男女共同参画の実施状況及び意見交換等ができる企画を盛り込むこと。	県が実施する国際交流事業において、男女共同参画の視点を踏まえた取組を進めてまいります。

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」

- 施策の方向
- ① 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及
 - ② 女性のチャレンジ支援
 - ③ 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し
 - ④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援
 - ⑤ 子育てに伴う社会的支援

番号	意見の概要	県の考え方
76	県の職場において、育児休業後の職場復帰や男性の育児休業参加、管理職や教育者の研修など、育児と仕事の両立できる職場環境を整えること。	県及び県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づき、県職員（学校職員を含む）の育児や仕事と家庭の両立を支援するために、「鹿児島県特定事業主行動計画」等を策定し、育児支援制度の周知や育児休業を取得しやすい雰囲気醸成、円滑な職場復帰の支援など環境の整備、職員の意識啓発に努めています。 男性職員の育児休業取得の促進については、その円滑な取得の促進を図るため、男性職員も育児休業を取得できることや、育児休業期間中の育児休業手当金等の経済的な支援措置について周知を行っており、今後とも、さらに制度の周知、職員の意識啓発に努めてまいります。
77	女性の雇用条件の改善に関して、事業者の努力目標を明確にした計画にすると同時に、県としての主体的な取組を盛り込んでほしい。	男女を問わず労働者の雇用条件の改善に向けた事業主の取組を促進するため、労働局等関係機関と連携しながら男女雇用機会均等法等関係法令の普及・啓発に努めることとしています。
78	男女共同参画の要は、女性の雇用なくなく正規職員としての雇用を確保すること	産業おこしなどによる雇用の量的拡大に努めるとともに、多様な就労ニーズに応じ

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	である。県が実効性のある方針を出すこと。	て多様な働き方ができる環境整備が重要であることから、法令や制度の周知啓発に取り組むこととしています。
79	労働時間の短縮，同一価値労働同一賃金の保障均等待遇を促進すること	公正な待遇を確保し，労働者が安心して働ける環境整備を促進するため，労働局等関係機関と連携を図りながら，労働関係法令及び制度の普及・啓発に努めることとしています。
80	女性医師の確保と，女性医師が働き続けられる条件整備を図ること。	医師不足がより一層深刻化している中で，女性医師については，年々増加傾向にあり，出産や育児等に対応した女性医師が働き続けられる条件整備は重要なことと考えています。今後，総合的な医師確保対策を進める中で，医師会や大学病院などとも連携をとりながら，8-②，④において，復職のための研修の支援や病院内保育所の運営など女性医師が働きやすい環境づくりの促進に取り組むこととしています。
81	②「チャレンジしたい女性がチャレンジできる」という表現はいい。 「仕事と生活の調和」についても，「誰もが家庭・仕事・地域にバランスよく関わるべき」というメッセージとならないことが重要だと思う。「関わり具合」も「関わらなさ具合」も含めて一人ひとりの多様なバランスを尊重するという立場での「仕事と生活の調和」を支える取組が進むと良い。 また，「仕事と生活の調和」となっているので，有償労働に就いている人だけの話と捉えられがちである。仕事＝有償労働だけではないという理解も浸透できるような啓発が必要ではないか。	御意見を踏まえ，計画に基づき取り組んでまいります。
82	復職プログラムに基づき職場復帰できるよう，同プログラムを各職場に設置すること。そのためのマニュアルと雛形を提示し指導すること	復職プログラムについては，育児休業又は介護休業を取得した労働者がスムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した事業主に対する国の助成制度が活用されるよう周知啓発に努めることとしています。
83	男性の育児休業を，もっと実態あるものにするための施策を行うこと。	男性の育児休業を促進するためには，仕事と家庭の両立に向けた企業による職場環

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
83 (続き)		<p>境づくりへの取組が必要不可欠であることから、重点目標 8 において、国や関係機関と連携を図りながら、「仕事と家庭両立推進者研修会」や広報誌等を通じ、育児・介護休業法等関係法令や各種支援制度の普及・啓発に努めることとしています。</p>
84	<p>妊娠・出産時に退職を迫られる事例は後を絶たない。このことの是正に積極的に取り組むとともに、県の相談機能を強化すること。</p>	<p>妊娠・出産を理由とした解雇は、男女雇用機会均等法で禁じられており、労働局において均等法に関する相談・指導等を行っていることから、同局と連携し均等法の普及・啓発に努めることとしています。</p>
85	<p>雇用機会均等法が成立したとき、埼玉大学の長谷川教授は、この法律は我が国の「文化・体系」を破壊する」と喝破したが、昨今の育児放棄、幼児虐待、主婦のサラ金通い、実母の児童殺害など痛ましい報道をみると、長谷川教授の杞憂が現実になりつつある。かような体たらくを元に戻すには、妊娠・出産は女の崇高な使命で、婦人にとってどんな仕事よりも価値ある責務であり、保育、育児は他にかげがえのない婦人(母)の天与の任務であることをマスコミも行政も評価することである。この基本法や均等法が成立後、家政、育児に専念する主婦より、外で働く婦人を高く評価する社会になり、育児する母がみじめに感じ、我が子を虐待する原因の一つになっていると思う。今後は婦人を国の労働政策や経済政策に軸足を置くのではなく、婦人にしかできない妊娠、出産に重点をおき、婦人が誇りを持って家事、育児に専念できる政策にシフトすべきだ。</p>	<p>男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。</p> <p>また、少子・高齢化が進行するなど、社会環境が変化する中で、仕事と育児や介護等の家庭生活、その他の活動を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを生み育て、家族としての責任を果たすことができ、また、人生の質を高め、豊かな社会を形成していく上で重要なことと考えています。</p> <p>このようなことから、就労している、していないにかかわらず、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、「8-④多様なライフスタイルに対応した子育て支援」及び「8-⑤子育てに伴う社会的支援」に取り組むこととしています。</p>
86	<p>建設工事入札に関し、「女性参画の促進」を入札参加資格の評価基準にしているが、このことを入札の総合評価制度にも適用すること。</p>	<p>総合評価方式については、不良・不適格業者を排除し、公共工事の品質を確保するため、昨年度から導入しており、これまでに(H20.3月末現在)8件の試行を行ってきたところであり、施工計画書、配置予定技術者の能力等を評価項目としており、現在のところ、「女性参画の促進」に関する評価項目を設けることは考えておりません。</p> <p>なお、県建設工事入札参加の格付においては、育児休業制度又は介護休業制度を設</p>

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
86 (続き)		<p>け、「男女共同参画支援」を行っている建設業者には、評価点数の加点を行っているところでは、</p> <p>今後とも地域社会に貢献できる健全な建設業の育成を図るとともに、良質な社会資本整備に努めてまいりたいと考えています。</p>
87	<p>重点目標 8-④の具体的施策 「母子家庭の母等の就業及び自立の支援」は、④「多様なライフスタイルに対応した子育て支援」よりも、ひとり親家庭の支援である⑤「子育てに伴う社会的支援」に該当すると思われる。</p>	<p><修正></p> <p>「母子家庭の母等の就業及び自立の支援」については、経済的・社会的自立のための施策だけでなく、養育費等の法律相談や育児相談などの施策も実施しているため、④「多様なライフスタイルに対応した子育て支援」の施策に記載しておりましたが、御意見の趣旨を踏まえ⑤「子育てに伴う社会的支援」の施策に記載するように変更しました。</p>
88	<p>保育所の問題は、少子化問題がこれほど叫ばれる中で、40年前と利用料金・利用方法ともに基本的に変っていない。保育所が質量ともに不十分で、子育てがしづらい状況となっている。保育所等の増設と利用料の軽減を行うこと。</p>	<p>県内においては、中核市である鹿児島市や人口の多い市町では待機児童がいる一方で、保育所の定員割れが生じている市町村も多い状況です。待機児童の多い市町では施設の定員増や新設等がここ数年進んでいます。</p> <p>保育所の利用料金については、国が定める基準額の範囲内で各市町村が独自の判断で定めているところですが、国の規制改革会議の答申の内容等、今後の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>
89	<p>育児休業中の保育所利用をも可能にすること。</p>	<p>保育の実施基準は国が示していますが、育児休業中は家庭で養育できると考えられることから、保育所入所の対象として認められていません。なお、既に入所中の子どものうち就学を控えている場合等については、地域の実情により、市町村の判断で保育を継続することも認められているところでは、</p> <p>国の規制改革会議の答申の内容には、現在の保育所入所基準の見直しの検討も提言されており、今後の動向に注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>
90	<p>職場保育所への助成を拡大するとともに、</p>	<p>職場内保育施設は、基本的には従業員福</p>

重点目標 8 「仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
90 (続き)	病児保育所を増設すること。	<p>利厚生の一環として、その設置がなされるものと考えますが、国において、事業所内託児施設の設置を後押しする目的で、設置費助成金の平成20年度予算枠の拡大(ほぼ倍増)を予定しているところであり、この利用により、働く女性への支援が今後さらに進むものと思われま。</p> <p>また、病児保育については、国庫補助金の対象とされており、県次世代育成支援対策行動計画である「かごしま子ども未来プラン」においても、数値目標を設定していることから、その達成に向けて、市町村の取組を促進することとしています。</p>
91	<p>リプロダクティブヘルス/ライツを曲解して「生む、生まない」は婦人の権利と主張する者がいるが、この考え方は我が国の結婚制度や胎児の生命の生きる権利を否定するもので公序良俗を否定する考えだ。多様なライフスタイルの名の下で、未婚母子家庭も基本家族も同等に扱い差別するなどが全くオカシな発想だ。去る8月15日付けの某紙に、「公営住宅入居の優遇対象から、未婚の母子家庭を除外」とあって、かような自治体の条例を批判的に報じているが、このメディアの考え方もオカシイ。もし法に基づいて正式入籍した夫婦の夫が他界した母子家庭と、初めから結婚しないで勝手に出産した母子家庭(いわゆる未婚家庭)と同等に支援したらそれこそ悪平等であると共に、いい加減な心で独身女性が勝手に出産して今以上に未婚母子家庭が増えて福祉予算はますます増大するばかりだ。絶対に同等に扱うべきではない。</p>	<p>男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず各人の個性と能力を発揮できる社会であり、基本法及び条例の基本理念である「男女の人権の尊重」は、個人としての尊厳が重んぜられることです。</p> <p>また、母子寡婦福祉対策等は、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進により、児童の福祉の増進を図ることを目的としており、それらを踏まえて各種施策に取り組んでまいります。</p>

重点目標 9 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

- 施策の方向① 審議会等への女性委員の登用促進
- ② 県、市町村における女性職員の登用促進
- ③ 意思決定過程への女性の参画の促進

番号	意見の概要	県の考え方
92	女性委員の登用を促進するのはよいが、	男女共同参画社会は、女性も男性もあら

重点目標 9 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
	<p>数値目標の設定は結果の平等を求めることになり、逆に不公平感を招きかねないので、削除することが望ましい。</p>	<p>ゆる分野における活動に参画する機会が公平に開かれ、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会であり、結果の平等を求めているものではありません。</p>
93	<p>「女性の参画」は目標ではなく、政策・方針決定過程の構成員の多様化を計る一つの「ものさし」ではないかと思う。</p> <p>女性の参画を促進することは、多様化への初期段階の「手段」であって、「目標」は、より多様な価値観の人で政策・方針決定の場が構成されるようにすることではないか。</p> <p>「女性」を増やすと言うことではなく、「多様性に配慮する人権意識を持っている人」を増やすことが肝心なのでは。」</p> <p>なぜ、「女性の参画」を進めるのかということも、人々に理解していただくことが重要ではないか。</p>	<p>政策・方針決定過程において、男女双方の多様な意見が反映されることが望ましいため、現在、女性委員が少ない審議会に必要な範囲で、女性の参画の機会を積極的に提供するために、数値目標を定め、施策の推進を図るものです。</p>
94	<p>男女共同参画社会を標榜しながら、基本法も自治体の条例も女の権利拡大が目につく。かつて政府の参画会議は首長や裁判官の30%は女性が占めるべきとしたが、なぜ婦人にこだわるのか。男性であれ、婦人であれ意欲と能力ある者は性別に関係なく登用すべきだ。能力も意見も識見も考慮せず、ただ女性だから審議会等の30% (40%) は女にせよというのは審議会の質の低下につながる。</p>	
95	<p>政府の男女共同参画会議の議員は、男女のいずれか一方の数は、総数の40%をきってはならないとある。ところが、県下各自治体の共同参画懇話会の委員の男女の比は男性33%、女性67%と女性偏重の自治体もある。男女平等を言うのであれば、男女同数にするのがスジではないか。そうでないと政策決定や意志決定に婦人の意見が一方的となり、男性の意見は反映できにくくなると思う。</p>	
96	<p>女性の社会進出及び計画段階(政策・方針決定過程)への参画拡大のために、数値目標を明らかにして取り組んでほしい。</p> <hr/> <p>県の各種審議会等への女性委員の参画を、数値目標を挙げてさらに促進すること。</p>	<p>重点目標 9-①において、数値目標を設定し取り組むこととしています。</p>

重点目標 9 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
97	<p>農業委員に占める女性の割合が合併等を契機として減少している。クォータ制を導入し、積極的に増加させること。</p>	<p>農業委員については、「農業委員会等に関する法律(以下:農業委員会法)」第7条に規定されている選挙による委員と、同法第12条に規定されている選任による委員があります。</p> <p>平成19年4月1日現在の県内の委員数は、選挙委員714名(うち女性32名4.5%)、選任委員264名(うち女性40名15.5%)の計978名(うち女性72名7.4%)となっています。</p> <p>選挙による委員は、農業委員会法により性別による制限は行えないこととなっていることからクォータ制を導入することは困難と考えます。</p> <p>なお、選任による委員については、女性を積極的に登用するよう市町村に対する働きかけを行っているところです。</p>
98	<p>県・県教育委員会・県公安委員会・市町村における女性職員の採用と、管理職への参画促進を図ること。</p>	<p>県及び県教育委員会事務局の女性職員の採用及び登用に当たっては、働きやすい環境づくりに努め、女性職員の積極的な採用・登用に取り組んできた結果、係長ポスト以上の職に占める女性職員の割合は増加してきています。</p> <p>今後とも、公平・平等の原則を前提としつつ、女性職員の採用の拡大を図るとともに、人材育成や働きやすい環境づくりを進め、より一層の登用促進に努めます。</p> <p>また、学校における女性職員の採用については、公平・平等の原則を前提に選考試験を実施するとともに、登用については、各学校において若手や女性職員に主任を経験させるなど育成に努めているところであり、女性管理職も年々増加してきているところです。</p> <p>県警においても、女性の活躍を促進するためその活躍状況や配置可能な職種を検討しながら採用試験を実施し、採用しており、今後とも、男女共同参画の趣旨を踏まえ、他都道府県の女性の採用状況、本県の治安情勢等を見極めながら計画的な採用に努めていくこととしています。</p> <p>なお、本県警察職員の管理職への登用については、警察官、事務職員ともに性別に関係なく、公平な試験又は選考により行っています。</p>

重点目標9「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」(続き)

番号	意見の概要	県の考え方
98 (続き)		市町村における女性職員の採用・登用については、総務省通知等に基づき、今後とも助言・要請を行ってまいります。
99	民間における女性職員の雇用と、管理職への参画促進を図ること。	労働条件実態調査において、男女雇用機会均等法の措置状況として管理職の女性登用状況調査等を実施し、その結果を労使双方に提供することで参画促進を図ることとしています。

重点目標10「県民や事業者、NPO等との連携」

■施策の方向① 民間団体等との連携の促進

番号	意見の概要	県の考え方
100	労働組合・NPO等との連携を図ってほしい。	男女共同参画社会の形成には、県、県民、事業者、NPO等が有機的に連携して様々な取組が行われることが大切であることから、重点目標10-①において取り組むこととしています。

重点目標11「市町村との連携」

■施策の方向① 市町村の取組への支援

番号	意見の概要	県の考え方
101	数値目標では、条例の制定状況も入れてはどうか。	関連施策を推進する上で基本となる計画が市町村で策定されるよう、数値目標を設定し、その進捗状況を把握していきます。 なお、条例の制定についても働きかけていくこととしています。
102	男女共同参画の課・係を全市町村に設置するとともに、複数の職員配置を目指すこと。	組織や職員の配置等については、それぞれの市町村の状況により、それぞれ判断されるものでありますが、あらゆる場において男女共同参画社会に関する理解を深めて

重点目標11「市町村との連携」（続き）

番号	意見の概要	県の考え方
102 (続き)		いくためには、住民に最も身近な市町村における男女共同参画行政の窓口の設置など、推進体制の整備は重要であるため、担当部署の明確化について引き続き働きかけてまいります。
103	「市町村計画の策定」が全市町村で行われるよう啓発活動と援助を強めること。	男女共同参画の施策を推進する上で基本となる計画がすべての市町村において策定されるよう、重点目標11-①において市町村への働きかけや情報提供等に取り組むこととしています。
104	市町村担当職員の研修・交流を充実すること。	市町村における推進体制の整備を図ることは、市町村における男女共同参画の推進を図る上で重要であり、重点目標11-①において市町村担当職員の研修機会や情報の提供に取り組むこととしています。

第4章 県の推進体制

番号	意見の概要	県の考え方
105	苦情等に関して、問題を関係機関に振り分けるだけでなく、重要案件は審議会の協議事項とし、知事の勧告権を盛り込むなど、問題解決への意思と機能を明確にしてほしい。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての申出については、審議会への報告を行うとともに、必要に応じて審議会の意見を聴き対応することとしており、関連施策に対する県民の意見を幅広く把握し、適切に施策に反映していきたいと考えています。
106	審議会の開催回数が年1回では少ない。これでは機能的な活動ができないので、回数を増やすこと。	これまでも必要に応じて開催してきているところですが、専門部会の設置も含め、今後とも適切な運営に努めてまいります。

その他

番号	意見の概要	県の考え方
107	<p>素案の公告が広く県民に周知されていないように思う。今後は広く県民に周知をお願いする。</p>	<p>今回の意見募集に当たっては、鹿児島県パブリック・コメント制度に基づき、素案及び意見募集のお知らせを県ホームページに掲載するとともに、県政情報センター及び県の各地域振興局・支庁（離島事務所を含む。）において閲覧に供したほか、報道機関各社への発表を行い、広く県民の皆様からの御意見の募集に努めたところです。</p> <p>今後とも、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに県民参加による開かれた県政を推進するため、広く県民の皆様から御意見をいただけるよう、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>